

管領委細御申候哉。速渡給候者本望候。無御等閑之由承候間、于今雖奉待御下知、遅引餘無盡期候條、直令啓候。嚴重預御成敗候者、可爲祝著候之由、可得御意候。

六月十九日

遊佐美作守殿

文明十七年

乙巳

紀元二一四五

六月十七日。東頼數、石川郡白山宮に古今集を施入す。

【伊達家藏古今集奥書】

一〇一九

奉施入白山大御前古今集一部

此本者、俊成卿女手跡也。又少々定家卿被加筆。老母附與

于頼數。然今頼數爲成現當二世願故、

白山妙高嶽攀登。仍當家餘流、遍及未來世々、令絶和歌業

子孫也。仰願神慮、此志納受給耳。

文明十七年六月十七日

右近將監平頼數 在判

九月廿一日。幕府、能美郡松岡寺をして、富樫政親の攝津政親領河北郡倉月莊の内を押妨するを停め、攝津氏代官に合力してその所務を全うせしむ。

【美吉文書】 武藏

一〇一〇

攝津中務大輔知行分、加州倉月庄内磯部庶子分并青崎村

等事、就富樫次郎押領、度々雖有御成敗、于今不_レ去渡

云々。太不可然。所詮不日合力彼代、可被_レ全所務之由

候也。仍執達如件。

文明十七

九月廿一日

數 秀 在判

(飯尾元連)

宗 勝 在判

松岡寺

(青崎は後の粟ヶ崎にして、石川郡鞍月庄に屬せり。

松岡寺は蓮如の三子蓮綱兼祐の草創したる能美郡の

それなるべし。永正十一年七月五日の條にも見ゆ。)

九月廿八日。足利義尙、石川郡白山宮惣長吏澄

賢をして、天下安全の祈禱を行はしむ。

【親元日記】

一〇一一

天下安全祈禱事、長日彌可令致勤修精誠者也。

九月廿八日

在判

白山惣長吏澄賢法印御房

(親元日記に、白山長吏就被申請、室町殿様被成御

内書、貞宗調進之。とあり。)

十一月廿三日。足利義尙、毘沙門堂忠承に、能美郡能美莊等の地を安堵せしむ。

【三千院文書】 山城

一〇一一

加賀國能美庄、同國英田下領家職、安藝國吉茂上下庄、但

馬國木崎、丹後國細野地頭職、近江國相模保、若狹國向笠

御厨、山城國大原寺務職、并諸入免、請閑寺別當職等事、

早任當知行之旨、可被_レ全領知之狀如件。

文明十七年十一月廿三日

在判

毗沙門堂禪師御房

文明十八年

丙午

紀元二一四六

正月。本願寺蓮如、能美郡四講中に消息を與ふ。

【帖外御文】

一〇一二

ソモ能美ノ郡同行中、佛法ニツイテ四講トイフコト

ヲハジメテ、當流法義ノ是非邪正ヲ讚嘆スベキ興行コレ

アルヨシキコヘ候。マコトニモテ佛法興隆ノ根元、往生

淨土ノ支度、殊勝ニオボヘ候。ソレニツイテ守護地頭方

ヘ懇勸ノ振舞アルベク候。ヲナジク寺社本所ノ所領押領

ノ義、カタク成敗アルベク候ナリ。

一、四講會合ノトキ、佛法ノ信不信ノ讚嘆ノホカ、世間

ノ沙汰シカルベカラズ候。

一、四講ノ人數、アマリニオホク候ヘバ、シカルベカラ

ズ候。肝要ノ人數ヲスグリテ、佛法ノ讚嘆アルベク候。

一、當流ノ法義ニヲヒテ、チカゴロコトノホカ路次大道

ヲキラハズ、アルヒハイカナルワタリ船中ニテモ、ヒト

ヲハバカラズ佛法カタノ次第ヲ、ソノハバカリナク顯露